

環 境 委 員 会 資 料

平成 26 年 7 月 23 日

【陳情の審査】

陳情第 160 号

私有地立入り、し尿くみ取り不法行為

ごみ集積所（市道占用）法令、根拠に関する陳情

資 料 1 陳情案件の経過と本市の対応について

資 料 2 位置図

資 料 3 現地権利関係概要図

資 料 4 普通ごみ収集日の集積所の写真

環 境 局

1 し尿収集作業について

(1) 本市のし尿収集施策

ア 現況

本市においては、公共下水道の普及率は99.4%であるが、下水道処理区域外や地形的に接続できない地域では、浄化槽やくみ取り式トイレを利用している。現在、くみ取り式トイレを利用している一般家庭は約1,900世帯となっている。

イ 収集方法

一般家庭のし尿収集は、川崎区、幸区を南部生活環境事業所、それ以外の区を宮前生活環境事業所が担当しており、1か月に2回の計画収集を行っている。なお、臭気防止装置を装備した作業車により、収集作業は1件あたり5~15分となっている。

収集したし尿は、南部生活環境事業所は入江崎クリーンセンターへ、宮前生活環境事業所は宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設へそれぞれ運搬している。

(2) し尿収集作業に関する陳情案件の経過と対応

平成24年3月8日

陳情者が所有する駐車場内（資料2参照）に作業車を駐車し、相手方宅（高津区上作延360-12）の収集作業を行っていることについて、陳情者から無断立入りとの指摘を受ける。

平成24年3月～4月

陳情者から「市長への手紙」を受理・回答

無断立入りを指摘する内容に対するお詫びと、今後、同意書等で確認したうえで作業を行う旨を回答

※「市長への手紙」回答後の作業方法の改善等

陳情者の同意を得た上で、駐車場内に作業車を駐車して作業を実施するほか、隣接する市営上作延住宅自治会の同意を得て、市営住宅内に作業車を駐車して作業を実施。また、相手方が家屋の裏側へ仮設トイレを設置した平成25年2月以降は、市営住宅や位置指定道路に作業車を駐車して作業を実施。

平成 24 年 5 月～平成 26 年 2 月

同様の内容に関して複数回「市長への手紙」等を受理

平成 25 年 5 月 10 日

陳情者が市民オンブズマンに苦情申立

平成 25 年 9 月 9 日

市民オンブズマンからの要請事項「関係各局が連携し相手方宅における下水道接続の実現に向けて取り組むこと。」

平成 26 年 2 月 24 日

総務局市民情報室主催による陳情者と関係局の面談を行い、今までの主張に対する説明会を実施。

(出席：総務局・まちづくり局・高津区役所・上下水道局・環境局)

平成 26 年 6 月 12 日

相手方宅の下水道接続が完了

(3) し尿収集作業に関する今後の方向性

関係局と連携して相手方へ早期の下水道接続をお願いしてきた結果、平成 26 年 6 月 12 日に下水道への接続が完了したことから、今後、収集作業は行う必要はない。

2 集積所について

(1) 本市のごみ収集施策

ア 現況

本市においては、3R を基調とした循環型の廃棄物処理体制への転換を図っており、昨年 9 月からはプラスチック製容器包装の分別収集の拡大を行うとともに、普通ごみを週 2 回収集へ変更するなど、廃棄物の減量化・資源化の取組を推進している。

イ 分別収集体制(8 分別 9 品目の分別収集)

- | | |
|----------------|-----------------|
| (ア) 普通ごみ | (オ) プラスチック製容器包装 |
| (イ) 空き缶・ペットボトル | (カ) 使用済み乾電池 |
| (ウ) 空き瓶 | (キ) 粗大ごみ |
| (エ) ミックススペーカー | (ク) 小物金属 |

ウ 集積所

住民や町内会・自治会などで相談の上、集積所を決定していただいており、収集作業の安全性や効率性を確認するとともに、集積所の管理を利用者にお願いしている。

※市内集積所数 約43,000箇所

エ 排出方法

ふた付きポリ容器又は透明・半透明の袋に入れて、収集当日の朝までに決められた集積所に排出する。

オ 収集方法

集積所に排出されたごみ及び資源物を専用の収集車両で収集するステーション方式により収集を行っている。

(2) 集積所に関する陳情案件の経過と対応

平成25年6月17日

陳情者から宮前生活環境事業所へ、相手方ほか5軒の集積所の新設に関する申立。

平成25年6月～8月

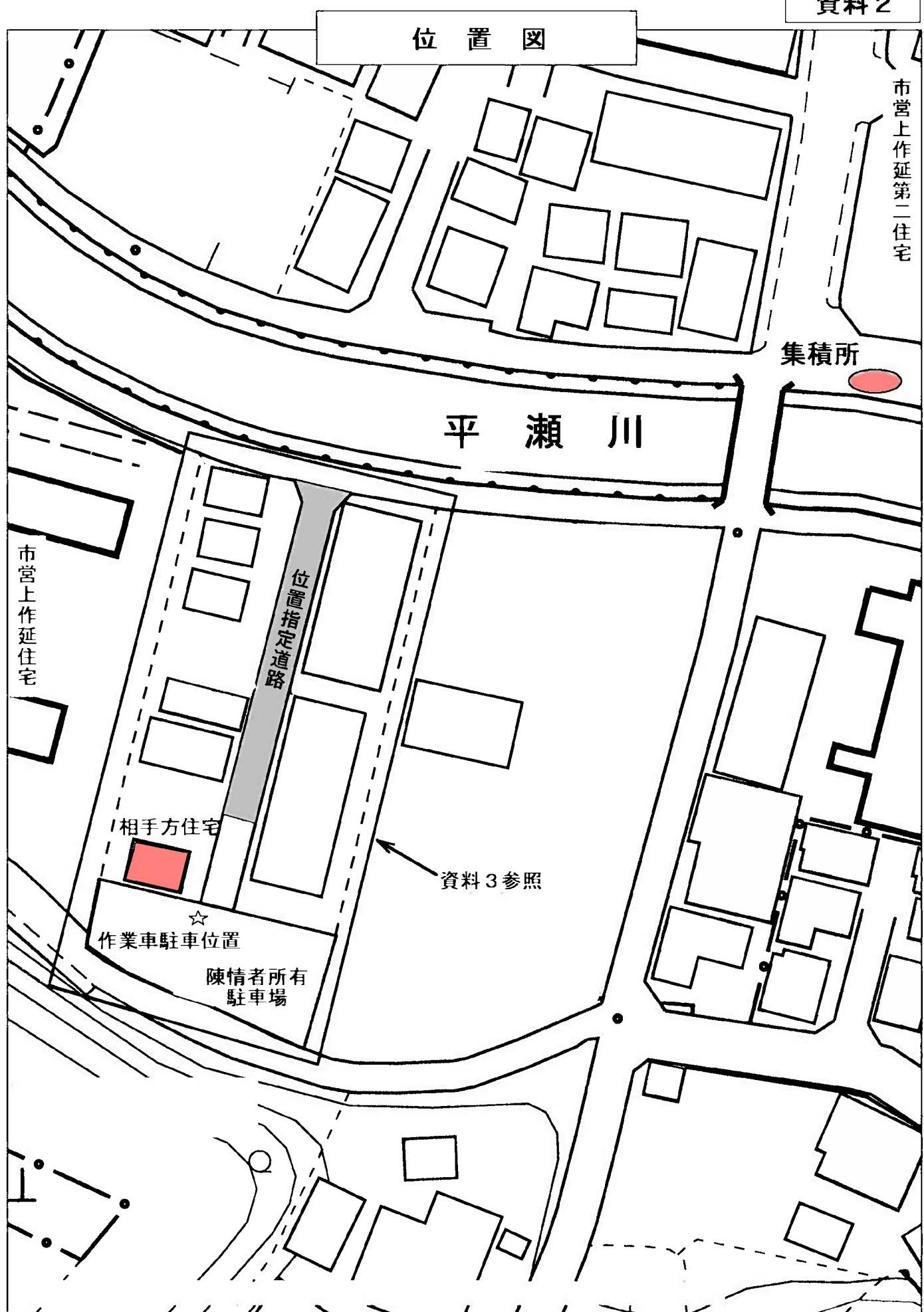
相手方ほか5名の集積所の利用状況を調査。その際、新設の意向はないことを確認し、強制的な対応はできないことを陳情者へ説明。

平成25年12月25日

当該集積所を管理する上作延町会中支部へ確認。当該集積所は、住民間で適正に管理されており、引き続き相手方ほか5軒の利用について問題ないと回答。また、その旨を陳情者へ説明。

(3) 集積所に関する今後の方向性

当該集積所は、上作延町会中支部の方を中心に約50世帯が利用しており、利用者間で適正な管理が行われていることから、引き続き利用者による適正管理を委ねることとする。

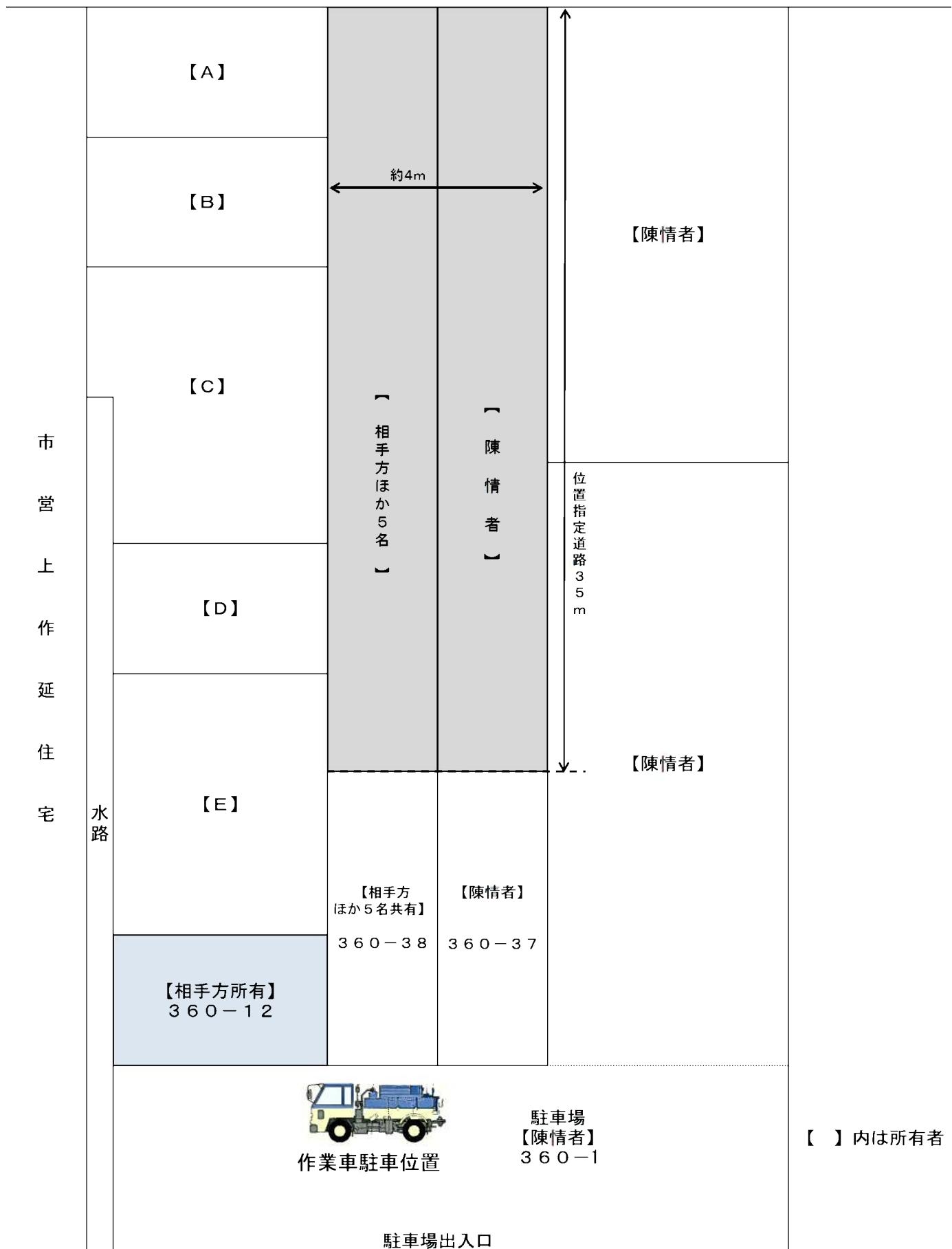


現地権利関係概要図

資料 3

平瀬川

平瀬川沿い道路（河川敷）



普通ごみ収集日の集積所の写真【平成 26 年 6 月 10 日(火)撮影】

